

令和元年第7回

# 農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年11月29日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年11月29日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和元年11月29日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和元年11月29日(金) 午後2時35分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	欠
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	欠	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	出
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主任	小林 豊			
	農地係主事	清水 周平			
参 与	産業振興部長	飯野 勇人			
	産業振興部次長兼商工振興課長	佐藤 靖彦			

# 深谷市農業委員会総会日程

令和元年11月29日(金) 午後2時から  
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 34 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 35 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 36 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 37 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 5) 報告第 38 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 39 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 7) 報告第 40 号 農地の改良に係る届出について
- 8) 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について
- 9) 議案第 38 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 10) 議案第 39 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 40 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 12) 議案第 41 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第7回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日の欠席委員の報告をいたします。 議席番号7番、議席番号19番、議席番号24番でございます。 従いまして、委員24人中 21人の出席ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長 となる旨、規定されているため、安藤会長をお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号13番、議席番号14番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
進 行 状 況	報告第34号 「農地法第18条第6項の 規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 から、報告第39号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の 発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
		事務局	報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。  報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 は、合計3件でございます。
		事務局	次に、報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会 事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に 対する専決処分について」は、合計11件でございます。 なお、議案書4ページ整理番号4番の農地につきましては、 あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方 をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせください。 よろしくお願いいたします。
報告第36号 「農地法第4条第1項 第7号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第36号「農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、 土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用で ございます。 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、1件 面積は167㎡でございます。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	報告第37号 「農地法第4条第1項 第8号の規定による転用 届出(農業用施設)に 対する専決処分について」		次に、報告第37号「農地法第4条第1項第8号の規定による 転用届出(農業用施設)に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 本件は、農地に敷地面積を200㎡未満の農業施設を建築する 場合に届出を行うものです。 「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出(農業用施設) に対する専決処分について」は、1件 面積は91㎡でございます。
	報告第38号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第38号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計13件、合計面積は7,896.20㎡ でございます。
	報告第39号 「引き続き農業経営を 行っている旨の証明書 の発行について」	事務局	次に、報告第39号「引き続き農業経営を行っている旨の 証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 本件は、農地等についての贈与税または相続税の納税猶予の 特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、 3年ごととなっております。 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」 は、1件、面積は985㎡でございます。
		事務局	報告第34号から報告第39号につきましては、以上でございます。
		議 長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第34号から報告第39号につきましては、専決処分事項で ありますので、報告のみとさせていただきます。
	報告第40号 「農地の改良に係る 届出について」	議 長	次に、報告第40号「農地の改良に係る届出について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。 なお、本件は農地改良でありますので、指導委員の推薦を あわせてお願いします。
		事務局	報告第40号「農地の改良に係る届出について」説明させて いただきます。 本件は、1,000㎡未満の農地改良を行う場合、「深谷市農地の 改良に関する指導要綱」に基づき、実施されるものでございます。 整理番号1番でございます。 (議案書・順次、土地の表示、改良計画の概要の説明) 申請事由は、農地の嵩上げを行い、露地野菜の生産向上を 図るものでございます。 改良の方法につきましては、所沢市坂ノ下地内のストック残土 980㎡ほどを入れまして、全体を現況面より100cm程嵩上げを 行うもので、道路面より30cm程度の嵩上げとなります。 工事期間は、令和元年12月10日から令和元年12月27日で ございます。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		事務局	<p>なお、改良後はパクチーの生産を行う予定でございます。 指導委員につきましては、議席番号21番及び農地利用最適化推進委員11番を提案させていただきます。</p> <p>報告第40号「農地の改良に係る届出について」は、 以上でございます。</p>
		議 長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第40号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。 続いて、農地改良指導委員を指名いたします。 議席番号21番及び農地利用最適化推進委員11番を指名いたします。指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしくお願いします。</p>
進 行 状 況	議案第37号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	<p>議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」 説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求めるものでございます。</p>
		事務局	<p>本日の総会において計画が決定されますと、令和元年12月13日に公告することにより、令和2年1月1日より利用権が設定されることとなります。</p> <p>【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】</p>
		事務局	<p>それでは、17ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、続く18ページから34ページにございます。 また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、あわせてご参照ください。</p>
		事務局	<p>今回の計画におきましては、 合計 40件 132,705㎡、 借り手 延べ28名、貸し手 延べ36名、筆数 延べ105筆の 設定となっております。 農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。 ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただ今、事務局より説明のありました、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号16番から19番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号9番、お願いします。</p>
	9番	<p>整理番号16番から19番の借受人の新規就農について、報告いたします。 令和元年11月18日に、私と議席番号18番、農地利用最適化推進委員2番、8番、9番、事務局職員でヒアリングを行いました。 借受人は、埼玉県農業大学校を出たのち、血洗島地内の農家のもとで農作業に従事し、現在、一定の範囲で栽培管理を担っております。 農作業の従事も今年で3年目を迎えることから、独立して農業経営を自ら行っていきたいと考え、雇い主に相談したところ、賛同</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進			<p>が得られ、あっせんにより、土地の確保の目処が立ったことから、この度、独立する運びとなりました。</p> <p>今後の方針としては、露地野菜の作付を行っていく考えで、主になすやキャベツを予定しておりますが、やっていくなかで品目などを見極めながら、経営規模の拡大を目指していきたいとのことです。</p> <p>出荷先は決まっており、機械や作業場についても近場で確保できる算段がついており、繁忙期には知人などの協力が見込まれます。</p> <p>予定している品目は作付の実績があり、独立して間もないうちは、現在の雇い主の支援も得られるようであることから、今回の新規就農については、特段問題のないものと考えます。</p> <p>周りの支援が得られることは良いことではありますが、そこに甘えることなく、しっかり立ち立ちできるように、覚悟をもって頑張ってほしいと思います。</p> <p>以上、委員の意見といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号9番ありがとうございました。</p> <p>それでは本議案について、一括審議いたします。</p> <p>この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
行 状 況	議案第38号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明させていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」は、本日の総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。</p> <p>本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、そちらについても2ページから、あわせてご覧ください。</p> <p><b>【議案第38号、整理番号1番から8番を議案書をもとに朗読】</b></p>
		事務局	<p>整理番号1番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ゆり・ねぎの作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号2番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p> <p>譲り受けの理由は、申請地を取得し、ねぎの生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、ねぎ・ブロッコリー等の露地野菜の作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号3番でございます。</p> <p>(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明)</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	譲り受けの理由は、申請地を取得し、大根の生産力向上を図るためとのことであり、取得後においては、大根の作付を行うとのことでございます。  整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、大根の生産力向上を図るためとのことであり、取得後においては、大根の作付を行うとのことでございます。  整理番号5番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、ブロッコリーの生産力向上を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリーの作付を行うとのことでございます。  整理番号6番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、農業後継者として経営面積を増やしたいためとのことであり、取得後においては、稲作を行うとのことでございます。  整理番号7番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、農業後継者として経営面積を増やしたいためとのことであり、取得後においては、稲作を行うとのことでございます。  整理番号8番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、牧草の作付を行うとのことでございます。
		事務局	3条許可申請につきましては、以上8件、田 4筆 4,098㎡、畑 21筆 24,221㎡ 合計 25筆 合計面積は28,319㎡となっております。 なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に係る農地につきましては、令和元年11月13日に議席番号20番、21番、22番と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、あわせて、ご報告いたします。
		事務局	「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。
		議長	ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号22番、議席番号21番に意見ををお願いします。
		議長	はじめに、議席番号22番、お願いします。
		22番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年11月13日に、私と事務局職員で3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、8番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。



会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>現地確認の結果、以上2件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>議席番号22番ありがとうございました。 続きまして、議席番号21番お願いします。</p>
		21番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和元年11月13日に、私と議席番号20番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号2番、3番、4番、5番、6番、7番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上6件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号21番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
	議案第39号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、令和元年12月2日までに、深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、12月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の総会資料6ページを、あわせてご確認ください。</p> <p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地に住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和56年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		事務局	改めて申請を行うものでございます。 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上3件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
進 行 状 況	議案第40号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長	次に、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	それでは、議案書40ページをご覧ください。 議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。 (議案書・申請地の表示の説明) こちらにつきましては、議案書上段に記載のとおり、平成30年1月に住宅敷地として農地法5条の転用許可を得ましたが、敷地の有効利用を図るため、申請地の一部を隣接宅地と一体利用した太陽光発電施設の設置を行うため、計画の変更を行いたいという申請でございます。 本件は、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年12月2日までに市に進達いたしまして、12月中旬頃に処理される見通しでございます。
		事務局	議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」は、1件でございます。 ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第41号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」ご説明させていただきます。 はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書42ページの整理番号6番及び7番につきましては、申請人の都合により申請が見送りとなったため、議案書から削除いただきたいと存じます。 よろしく願いいたします。
		事務局	では、議案書41ページをご覧ください。 こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年12月2日までに意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査し、12月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。
		事務局	農地法5条の申請につきましては、削除いただきました2件を除き、合計14件となっております。 別添の総会議案資料7ページを合わせてご確認ください。 それでは、整理番号1番よりご説明いたします。
			<b>【議案第41号、整理番号1番から16番を議案書をもとに朗読】</b>
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、昭和49年頃から住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。
			整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。
	整理番号6番及び7番は削除となりました。		
	整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。		
	整理番号9番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)		

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>譲受人は惣菜製造業を営んでおりますが、事業規模の拡張により、不足する従業員の駐車場を整備するため、申請を行うものでございます。</p> <p>事務局 整理番号10番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号11番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、平成7年頃から住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号13番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は建設資材レンタル業を営んでおりますが、事業規模の拡大を図るため、申請地を借り受け、資機材置場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人が現在住んでいる住宅敷地が手狭なため、申請地を譲り受け駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は運送業を営んでおりますが、分散している事業所敷地を統合し業務の効率化を図るため、申請地を譲り受け事業所を設置したいという申請でございます。</p> <p>整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は埼玉県発注の排水機場補修工事に際して、不足する工事用地として申請地を借り受け、作業所及び資材置場として利用したいという申請でございます。 なお、利用期間は令和2年1月10日から令和2年3月31日までとなっております。</p> <p>事務局 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、以上14件となります。 ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び 議案に関する審議はすべて終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上で、令和元年第7回定例総会を閉会いたします。